

平成 25 年 11 月 11 日

「今後の地方教育行政の在り方について（審議経過報告）」に関する意見

全 国 町 村 会

教育制度分科会は、教育委員会制度の抜本的な見直し等について検討を進めているが、首長が地域の実情に応じた教育行政を責任をもって展開できるよう、先般中央教育審議会総会で示された「今後の地方教育行政の在り方について（審議経過報告）」について、下記のとおり意見を提出する。

記

1. 新しい教育長及び教育委員会の制度の方向性について

首長の責任の下で教育行政を行うことができるよう、教育長を首長の補助機関とし、教育委員会を首長の附属機関とすべき。

2. 公教育における国の最終的な責任の果たし方について

国の地方公共団体に対する「是正の要求」や「指示」の発動要件については、分権型社会構築の観点から、発動要件を追加せず、現行制度を堅持すべき。

3. 県費負担教職員の人事権・給与負担の在り方について

人事権・給与負担の市町村への移譲は、教職員採用にあたっての人材確保等において地域格差が生じることが懸念されるため、慎重に検討すべき。